

佐賀県健康づくり財団禁煙宣言

喫煙は、喫煙者本人の健康を害するのみならず、受動喫煙により非喫煙者にも健康被害を与えます。特に、妊婦の喫煙は胎児に対して多大な影響を及ぼします。

このことから、禁煙の推進は世界保健機構（WHO）を中心として世界的に展開されており、平成17年2月27日には、日本政府も批准している「たばこ規制枠組み条約」が発効しました。

佐賀県健康づくり財団（兼：日本対がん協会佐賀県支部・結核予防会佐賀県支部）では、健康診断や臨床検査等を通して県民の皆様方ががんをはじめとする病気の早期発見、早期治療に取り組んでいるところですが、その一環として禁煙の推進についても、佐賀県医師会禁煙宣言に賛同し、平成30年1月1日より施設内・敷地内禁煙を実施しています。

佐賀県健康づくり財団では、禁煙及び受動喫煙防止の推進に積極的に取り組んでいくこととし、ここに禁煙宣言を行います。

1. 禁煙と受動喫煙防止について、各種健診等の場を通して受診者へ呼びかけます。
2. 財団職員へ健康教育等を実施し、喫煙者数の低減に努めます。

平成31年4月18日

公益財団法人 佐賀県健康づくり財団